

平成27年度 経営の基本方針

社会福祉法人 平取福祉会

平成27年度事業計画

I 法人本部

1. 法人経営を取りまく現状

平成25年5月31日付けで厚生労働省より社会福祉法人の財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、決算内訳書、事業活動収支決算書、事業活動収支内訳書等について平成24年度分から一般の方にも主体的な情報公開の閲覧ができるよう閲覧の場所の確保やホームページの掲載の体制への整備を行うことの内容で通達があったことから、平取福祉会として平成27年度からホームページを立ち上げ開示に向け予算計上したところであります。

社会福祉法人会計では、平成27年度から新会計基準の一元化されることから将来本部を設置し、人事・経理管理を一本化に向け取り組んで行きたいと考えております。

社会福祉法人は、一定の規制の下で事業を実施することや、地域の福祉ニーズに対応することが求められておりますが、規制改革会議においては、社会福祉法人の取り組みの実態に対し疑問も投げられている中、高齢者福祉のいずれにとっても厳しい環境はそのまま推移するものと思われますが利用者の高齢化、重度化は毎年進行している状況下にあり、職員のより質の良いサービスが求められるのみならず、個々のニーズの把握に努め、多岐にわたるサービスを提供しなければならないものと考えております。

2. 法人経営の基本方針

- (1) 透明性が高く、社会的に信頼され、開かれた法人経営。
- (2) 個人の尊厳の保持に努め、自立した生活を地域社会で営むことができる支援
- (3) 自主的な経営基盤の確立と施設経営に努める。
- (4) 地域社会との連携を深め、地域福祉の推進に努める。
- (5) コンプライアンスの遵守に努める。

3. 重点課題

- (1) 日々改革が行われる昨今の福祉環境の現状に鑑み、情報の早期入手による情勢の把握が重要であり、各種研修会等への積極的な参加に努めてまいります。
- (2) 施設経営においては、高齢者・障害者間わず厳しさを増す福祉環境にあたることから、引き続き事務・事業の効率化に努めてまいります
- (3) 将来に亘って自立した法人の経営体制の確立に努めてまいります。

II すずらん及びせきえい並びにさるがわ

1. 施設経営を取りまく現状

三事業が、それぞれが専門的な立場で地域の福祉ニーズに対して、地域社会の中で生活していくために必要なサービスを充分に受けることができよう、関係者との連携の中で問題を発見し、対応することの必要性を確認し、その能力を強化し利用者の支援サービスに努めてまいります。

障害者虐待防止法が、平成24年10月1日に施行され、2年半以上経過されていますが、未だに虐待が発生しております、「何人も障がい者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され障がい者に対する尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、施設職員の資質向上を図るため研修、研鑽に努めてまいります。

2. 経営の基本方針

- (1) 法人の経営方針を尊守し、公平・厳正な経営に努めます。
- (2) 明るい事業所づくりを目指し、利用者と職員の心のふれ合いを大切にし、職員相互の信頼関係を深めるよう努めます。
- (3) 常に地域の中にとけこみ、地域福祉の中心的役割を果たすよう努めます。
- (4) 利用者の人間性尊重の精神を基本理念とし、自活又は社会自立を目指した生活支援・作業支援の充実に努めます。
- (5) 就労継続支援における収益の増大を図るための知識・技術向上に努めます。
- (6) 職員の意識高揚を高めるため、法令遵守に向け取り組んでまいります。

3. 重点課題

- (1) 事業所毎の専門性を發揮し利用者のニーズに添ったサービスの提供に努めます。
- (2) 利用者個々の状態に対応できる支援メニューを導入し、支援区分を問わず全ての利用者に安全・安心と合わせてゆとりある生活の確保に努めます。
- (3) 利用者工賃の安定支給に資するため「山の駅ほろしり館」等、地域住民を対象とした一般販売の促進を図り、販売価格の安定に努めます。

III 平取かつら園及びデイサービスセンター

1. 施設経営を取りまく現状

平成12年に「介護の社会化」を目指し「いつでも、どこでも、だれでも」が利用できる介護保険制度が開始されましたが、サービスの質の向上が図られた一方で、国は、平成26年度に介護老人施設等の資産について内部留保の調査を行った結果と2025年（平成37年）に向けた医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を実現するため、平成27年4月より介護報酬を2.27%の引き下げの決定を下しました。介護報酬の改定のたびに介護老人福祉施設の経営は一段と厳しさが増してきている状況です。また、全国的に問題となっている介護人材確保のための介護職の待遇改善（キャリアパス導入）の必要性が強く求められています。

施設経営としても、厳しい状況が続いておりますが、各関係機関と連携し、利用者の生きがいと喜びに繋がる質の高いサービスを心がけ地域住民に安心と信頼される高齢者の拠点となるよう取り組むよう専心します。

2. 施設経営の基本方針

- (1) 施設利用契約に基づき、利用者ニーズを的確に導き個々にあったサービスを提供できるように努めます。
- (2) 人間尊重を基本とし、利用者への尊敬の念と、その人がその人らしく生きができるよう、人格を尊重しその人の尊厳の保持に努めます。
- (3) 介護施設の経営を取りまく環境は極めて厳しい状況にありますので、経営体制の確立を図り職員一丸となり経営改善に努めます。
- (4) 職員一人ひとりがコンプライアンスの基本に則り、事業を実施するうえで関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには社会的ルールやモラルを遵守した施設経営に取り組みます。

3. 重点課題

- (1) 利用者本位による利用者の状態に応じた介護を行い、主体性を尊重しながら自立を促進し、生活の活性化を図れるようリハビリを含む介護サービスの向上に努めます。
特に、町立病院を始め各病院と連携を密に図りながら、利用者の慢性疾患・認知症・褥瘡などのケアに積極的に努めます。
- (2) 経営安定のために、稼働率の向上、施設運営の合理化、業務の効率化、経費の節減等を目指し、今後とも施設運営改善委員会等を中心に協議し、更に努力してまいります。
- (3) 職員が時代の変革に対応出来る資質の向上を図るため、たんの吸引等の研修を始めとする各種研修会への参加及び内部研修を充実し各職種の向上に努めます。

IV ケアハウス しづか

1. 施設経営を取りまく現状

開設より12年目を迎える今日、年々入居者も高齢化が進み、平均年齢も83歳に達しております。更には要介護認定者や見守りの必要な方が約半数を占める状況下の中で、当施設としても多様化するニーズを受け止め、入居者が住み慣れた地域で健康で安心した生活が送れるよう、入居者へのより一層の充実したサービス提供が求められているところであります。

今年度は「軽費老人ホーム利用料に関する基準」が一部改正され、利用料収入において若干の増額が見込まれますが、国、道の厳しい財政状況から運営費については増額を見込めず、電気料の値上げ等により、更に厳しい経営を強いられる状況であります。

2. 施設経営の基本方針

- (1) 入居者個々の生活ニーズや健康状態、心配事等の把握に努め、主体性を尊重しながら自立を促し、サービスの向上に努めます。
- (2) 「人間尊重の経営」の考え方を基本とし、入居者が生きがいをもって明るく楽しく安心した生活が送れるよう、職員の自己研鑽を促し、より質の高いサービス提供に努めます。
- (3) 施設職員として入居者及び地域住民、各関係機関等から信頼を得られるよう、基本となる法令遵守に努めます。

3. 重点課題

- (1) 施設経営の合理化、業務の効率化、経費の節約を目指し、今後とも改善委員会（職員会議）にて検討協議してまいります。
- (2) ケアハウスでの生活が健康で持続出来るよう、軽体操と転倒防止体操については日課に取り入れ、継続してまいります。
- (3) 施設入居者の高齢化に伴い、要介護認定者が半数を占める状況から、デイサービスや訪問介護サービス等の利用が受けられるよう、居宅介護支援事業所等と連携を密にし、サービスの向上に努めます。

V なないろ

1. 施設経営を取りまく現状

平成26年10月から平取町より委託を受け、基本相談支援・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）・計画相談支援（サービス等利用支援・継続サービス等利用支援）・障害児相談支援を開始しています。

内容としては、すずらん・さるがわ等の利用者や養護学校卒業予定者の計画書作成が主な取り組みで、各市町村及び関係障害福祉サービス事業所と連絡を取りながら進めています。

その他、地域（平取町）で暮らす中での不便さに対する対応策の相談等が数件ですが寄せられ、障害者が暮らしやすい地域について、また社会資源について改めて考えさせられています。

2. 施設経営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した生活または社会生活を営むことができるよう配慮いたします。
- (2) 利用者等の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて、適切な障害福祉サービス等が、それぞれの事業所から効率的に提供されるよう配慮いたします。
- (3) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることの無いよう、公正中立に行うよう配慮いたします。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。

3. 重点課題

- (1) 平取町の方々の認知度が低い状態のため、いざ福祉サービスを利用する段階で、障害福祉サービス受給者証が必要なことやサービス等利用計画が必要であることを知り、計画作成の依頼をすると言う例がありました。昨年同様、少しでも相談支援の存在及び内容等を知ってもらえるように努めます。
- (2) また、地域と相談支援との関わりを知ってもらい、障害者及びその家族を取り巻く環境との連携をも持てるよう努めます。